

宮城地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

宮城労働局一般公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、宮城地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係使用者団体は、下記「宮城地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年6月2日

宮城労働局長 小宅 栄作

記

宮城地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、宮城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

（2）推薦締切期日

令和7年6月23日（月）

（3）推薦書の提出先

宮城労働局労働基準部賃金室

（〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎）

令和 年 月 日

宮城労働局長 小宅 栄作 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

労働者代表委員

宮城地方最低賃金審議会 の候補者として、下記の者を内諾書・略歴書を添付
使用者代表委員

のうえ推薦します。

記

ふりがな 氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

私は、宮城地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。

令和 年 月 日

ふりがな
氏名

(連絡先の名称及び電話番号を記入願います。)

TEL

宮城労働局長 小宅 栄作 殿

略 歷 書

ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日

現住所 下

[illegible]